

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成25年3月25日京都市条例第51号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）等の施行により薬事法及び薬事法施行令の一部が改正され、薬事法及び薬事法施行令に基づく許可の申請に対する審査等の事務の権限が京都府知事から市長に移譲されることに伴い、次のとおり、当該審査等に係る手数料を新たに定めることとしました。

1 薬事法関係

区 分	単 位	手 数 料
第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査	1 件	円 34,800
第4条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査		13,200
第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品(薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。)の製造販売業の許可の申請に対する審査		7,600
第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査		4,800
第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査		13,200
第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査		6,800
第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	1 品目	110
第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部の変更の承認の申請に対する審査		110

2 薬事法施行令関係

区 分	単 位	手 数 料
第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1 件	円 2,400
第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付		3,500
第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付		2,400
第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付		3,500

第45条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の書換え交付	2,400
第46条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の再交付	3,500

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第51号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表薬事法の項中

第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	34,800	を
第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査	34,800	に改め、
第4条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	13,200	
第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品（薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査	7,600	
第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	4,800	
第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	13,200	
第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	6,800	
第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	110	
第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部の変更の承認の申請に対する審査	110	
第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	34,800	

同表薬事法施行令の項を次のように改める。

薬事法 施行令	第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件	2,400
	第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付		3,500
	第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付		2,400
	第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付		3,500
	第45条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証及び医薬品の販売業の許可証の書換え交付		2,400
	第46条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証及び医薬品の販売業の許可証の再交付		3,500

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)